

第4回特別職の報酬等検討小委員会会議結果報告書

| | | | | | | | |
|--------------------------------|---------------------------|-------------------|--|------------------|--------|--|--|
| 開催日時 | 平成18年2月17日(金) 13:30~15:20 | | | | | | |
| 開催場所 | 古川市保健福祉プラザ 多目的ホール | | | | | | |
| 委員の出欠 出席者 欠席者 | 委員長 (田尻町住民代表) | 白旗 成典 | | 委員 (団体代表) | 手代木 悟 | | |
| | 副委員長 (古川市住民) | 進藤 恵美 | | 委員 (団体代表) | 山田 成樹 | | |
| | 副委員長 (団体代表) | 高橋 克幸 | | 委員 (団体代表) | 佐藤 光利 | | |
| | 委員 (松山町住民) | 佐々木 芳子 | | 委員 (団体代表) | 青木 しづ江 | | |
| | 委員 (三本木町住民) | 鹿野 知巳 | | 委員 (団体代表) | 中鉢 照子 | | |
| | 委員 (鹿島台町住民) | 鈴木 雄一 | | 委員 (古川市住民代表) | 門脇 基 | | |
| | 委員 (岩出山町住民) | 中川 京子 | | 委員 (松山町住民代表) | 角田 真寿美 | | |
| | 委員 (鳴子町住民) | 大江 征一 | | 委員 (三本木町住民代表) | 栗原 和子 | | |
| | 委員 (田尻町住民) | 齋藤 鈴男 | | 委員 (鹿島台町住民代表) | 中條 勲 | | |
| | 委員 (団体代表) | 相澤 成典 | | 委員 (岩出山町住民代表) | 氏家 登志子 | | |
| | 委員 (団体代表) | 松本 信輔 | | 委員 (鳴子町住民代表) | 八鍬 利恵 | | |
| | | | | 出席者17名・欠席者5名 | | | |
| | 事務局 | 事務局長 佐藤吉昭, 次長 岡本透 | | | | | |
| 総務班: 班長 伊藤英一, 班員 高橋勝 | | | | | | | |
| 広報広聴班: 班長 今藤幸男 | | | | | | | |
| 特別職の報酬等担当者会議: 会長 古川市総務課長補佐 管原孝 | | | | | | | |
| 傍聴者 | 一般 0名 ・ 報道関係 0名 | | | | | | |
| 委員長の署名 | | | | | | | |

会議次第

| |
|--|
| 1 開 会 |
| 2 開会の挨拶 |
| 3 協議事項 (1) 大崎市の特別職の報酬等について (2) その他 |
| 4 閉会の挨拶 |
| 5 閉 会 |

議事の概要

- 1 開会・・・総務班 高橋（司会進行）
- 2 開会の挨拶・・・特別職の報酬等検討小委員会 白旗成典委員長
- 3 協議事項・・・議長 白旗委員長

協議に入る前に前回の会議で委員から要望のあった財政シミュレーション，職員の旅費，宮城県市町村職員退職手当組合条例，議会議員の政務調査費について説明。

事務局岡本次長より，財政シミュレーションについて説明。

前回小委員会において提出要請のあった資料を参考として提出したものである。算定基準及び人件費等について説明。

事務局伊藤班長より，職員の旅費，宮城県市町村職員退職手当組合条例，議会議員の政務調査費について説明。

説明のとおり確認。

（１）大崎市の特別職の報酬等について

大崎市の特別職の報酬について

事務局伊藤班長が内容について説明。行政委員の事業所割りについて，前回の会議では，鹿島台地域に適用している行政委員の事業所割りについては，支給しないことで確認して頂いたが，再協議の上調整した結果，他の１市５町が区長に対して支給していることもあり，鹿島台地域にも支給することが適当であるとし，実働している行政委員に１戸あたり 1,200 円を支給することで，改めて提案するものです。

産業医については，古川市で設置しているが，委託料で対応していることから特別職には該当しないものであり特別職から除くものです。

社会福祉事務所嘱託医については，市である古川市に社会福祉事務所が設置されており，医療扶助の適用を受けている方々の助言・指導，レセプト審査等のため「嘱託医」を委嘱しています。現在，月額 60,000 円ですが，新市になると，宮城県で所管している 6 町の医療扶助の適用を受けている方も大崎市で受け持つことになり，人員も約 5 割程度増え，800 人余りになります。対象人員の増加等の考慮，近隣市の旧石巻市の 80,300 円，塩竈市の 65,000 円等を考慮し，月額 80,000 円とするものです。

農業振興地域整備促進協議会委員と街なみ景観整備審査会委員については，前回の会議で特別職としないことで確認して頂いたが，再協議した結果，職務内容が審査・諮問機関ということから特別職とし，報酬額は，いずれも日額 5,000 円で改めて提案するものです。

地区公民館長，地区館長，公民館分館長については，職務上，非常勤の一般職に位置付けることが適当であることから特別職から除くものです。

公民館運営審議会委員，地区館運営協議会委員については，前回会議では統合することで確認して頂いたが，再協議した結果，公民館運営審議会委員については，教育委員会に属し公民館業務に関する職務が主であること，地区館運営協議会委員は，市長部局に属しコミュニティーやまちづくりの要素があり，審議・協議内容が異なることから，統合しないこととし，報酬額は日額 5,000 円として改めて提案するものです。

生涯学習審議会委員については，生涯学習の推進という観点では全市的な取り組みが適当であることから，新市において審議会のあり方等を含めて設置についての検討を要するものであり，専決処分する特別職から除くものです。

就学指導委員会委員と心身障害児就学指導委員会委員は，再協議した結果，統合して心身障害児就学指導委員会委員とするものです。奨学事業運営委員会委員と奨学資金貸与選考委員会委員については，再協議した結果，統合することとし，奨学事業運営委員会委員とするものです。

財産調査委員会委員については，日額 5,000 円とするものです。

男女平等推進審議会委員については，再協議した結果，新市において設置の検討をすることとなり，専決処分する特別職から除くものです。

町営バス運営協議会委員については、前回の会議では日額 5,000 円で確認して頂いたが、再協議した結果、市営バスの運行については、1 地区に限らず全市的なものであり、新市において運営形態を含めて設置等についての検討を要することから、専決処分する特別職から除くものです。

消防団については、団長が年額 180,000 円、支団長が年額 150,000 円、副支団長が年額 100,000 円、分団長が年額 75,000 円、副分団長が年額 64,000 円、部長が年額 42,000 円、班長が年額 37,000 円、団員が年額 28,000 円で提案するものです。現行の 1 市 6 町の消防団の階級ごとの報酬額には著しく差があり、現在、団長は 198,800 円から 133,000 円と 65,800 円の差があります。事務局としては報酬額を検討するにあたり、小委員会の調整方針が、「古川市を基本」あるいは「類似団体、近隣市」を参考ということになってはいますが、格差があることや階級ごとの兼ね合いも考慮し、1 市 6 町の階級ごとの加重平均、現行の平成 17 年度の階級ごとの 1 市 6 町の総額を階級ごとの人数で割った額をもって提案するものです。なお、団員の報酬額は、平均が 25,000 円弱ですが、市民の安全・安心を担う危険を伴う団員の確保及び報酬額が激減する町を考慮し、一番上と下を除いた平均の切り上げの 28,000 円としています。

交通指導隊については、隊長が年額 90,000 円、分隊長が年額 75,000 円、副分隊長が年額 61,000 円、班長が年額 40,000 円、隊員が年額 38,000 円で提案するものです。交通指導隊についても、消防団と同様に階級ごとに格差が大きい状況にあり、市民の安全・安心を守ることが職務となっています。報酬額の検討にあたっては、消防団と同様、1 市 6 町の階級ごとの加重平均により求めた額をもって提案するものです。

防犯実働隊については、隊長が年額 54,000 円、分隊長が年額 45,000 円、副分隊長が年額 36,000 円、班長が年額 25,000 円、隊員が年額 23,000 円で提案するものです。防犯実働隊は組織しているところ、していないところがあり、また、組織しているところでも年額報酬のところ、日額で支給しているところ、無償のところがありますが、合併協定項目の調整方針で、防犯実働隊を新市で正式に組織し分団制とすることにしていること、組織は出勤命令で出勤するものであること、責任を明確化するという観点等から階級制の年額報酬とすることを適当としたものです。報酬額については、防犯実働隊の職務内容・目的が、交通指導隊の職務内容の市民の安全安心を図ると同じ目的・内容であることから、交通指導隊の階級ごとの報酬額を基本とし、その 6 割をもって算定しています。6 割とした根拠は、平成 17 年度の交通指導隊と防犯実働隊の報酬額を同一条件に置き換えて比較したところ、防犯実働隊の割合が交通指導隊の 6 割弱に当たることから、その割合を階級ごとに当てはめたものです。

公共工事入札監視委員会委員、病院外部評価委員会委員については、新市において設置する予定でしたが、それぞれの委員会のあり方、委員構成等の調整を要するもので、新市において設置等を含めて検討する必要があることから、専決処分する特別職から除くものです。

保健協力員と保健推進員については、個人情報に関わる健康診断申込書の配布・回収はせず郵送に切り替えることから、職務内容が特別職にはあたらなくなるため特別職としないものです。

農業経営改善計画認定審査会委員については、農家の経営の安定化を図ることを目的としているもの、高齢者等肉用牛貸付事業運営委員会委員については、農業高齢者に肉用牛飼育を奨励し、高齢者の福祉向上と肉用牛資源を確保するための貸し付け事業の円滑な推進を図る委員会、蕪栗沼農産物被害評価委員会委員については、蕪栗沼の鳥類による農作物の被害を調査し、補償の基準・認定等を行うもの、自転車等駐車対策協議会委員については、自転車等の駐車対策に関する重要事項を調査審議するものであり、いずれの委員会等も職務内容が諮問等的な要素が強いことから特別職とし、報酬額は日額 5,000 円で提案するものです。

表には記載されていませんが、まちづくり協議会委員を追加いたします。大崎市のまちづくりを市民と行政が一体となりともに推進していくための、「大崎市流」のまちづくり協議会を設置することにしてはいましたが、合併の時点から立ち上げることになり、現在、条例等の整備を進めています。この委員会の委員は現在地域づくりや自治的な活動を行っている組織等の

団体からの推薦を受けたもの、学識経験者、公募による者等を充てることにしているものです。

報酬額については、一般的な特別職と同様、日額 5,000 円として提案させていただくものです。

事務局岡本次長が、学校医について説明。学校医の報酬については、第 2 回小委員会において、学校医という特別職が医師や薬剤師であることから、これまでも各市町で医師会等と毎年事前に相談しており、医師会等と事前に相談した後に具体的な報酬額の案を提示することを承認していただいています。医師会等に対して、小委員会での調整方針や学校医の現状等を提示し、課題や要望等を受けて延べ 8 回に及ぶ調整・相談を行ったものです。課題や問題点としては、眼科・耳鼻科が地域に無く、ほかの医師会から派遣されている。帯同看護師を認めていただきたい。公立病院の医師にも場合によっては積極的に応援してほしい。学校医の連絡調整役やまとめ役としての管理校医を設置してはどうか。医師会も合併することから、報酬額も統一してほしい。幼稚園と保育所については同額としてほしい。県立校医と市町立校医の報酬額が異なっていることは疑問である。医師の高齢化が進んでおり、校医のなり手が無く、校医の確保の観点から額を検討していただきたい。学校医の業務は検診後の事後指導等、年間を通して児童・生徒の健康面での相談業務や講話等を行っている。古川市医師会の関係では、20 年間ほとんど報酬の増額がなかった。報酬額は古川市を基本とするのではなく、栗原市・登米市・塩竈市・多賀城市を参考としていただきたい。今まではボランティア的なものであったが、報酬が確保できれば学校医の受け入れもできるのではないかと。こうした医師会等からの意見をもとに報酬額を提示するものです。

保育所嘱託医については、基本額年額 65,000 円、児童 1 人 1 回 300 円。

幼稚園医については、基本額年額 65,000 円、児童 1 人 300 円。

小・中学校の学校医については、基本額年額生徒数 600 人以上 144,000 円、生徒数 599 人以下 120,000 円、生徒 1 人 300 円で提案するものです。

田尻町すまいる園医については、保育所と幼稚園が一元となっているもので、保育所分と幼稚園分に対して同一の医師が担当する場合には、それぞれの基本額を合算した報酬額に 1 人 300 円を支給するもので、保育所嘱託医と幼稚園医として捉えることから、すまいる園医としての特別職とはしないものです。

管理校医については、平成 18 年度は設置をせず、新市において設置の検討をするものです。

学校薬剤師については、古川市・田尻町・栗原市の額を参考として年額 70,000 円とするものです。

幼稚園薬剤師については、1 市 6 町の平均金額である年額 25,000 円とするものです。

帯同看護師については、1 回の検診につき 1 名を上限として 4,500 円とするものです。

医師会等からは、平成 18 年度から教育委員会と医師会・歯科医師会・薬剤師会との打合せを開催し、報酬額を含めて学校医に係る協議の場を設置することの要望があった旨の説明。

原案のとおり確認。

【意見等の概要】

齋藤委員：消防団については平均ということですが、団員の総数と団員が平均よりも 3,000 円上がるということですが、総額でどのくらい増額となりますか。

事務局伊藤班長：団員数は 2,545 人で、総額では約 730 万円増額となります。増額は、人数が多く、額が低い古川市にかかるもので、6 町についてはほとんどが下がるものです。これは、団員についてであり、幹部も含めて考えると非常に難しいもので、加重平均としたものです。また、この後協議していただく出動手当と関連して調整しているものです。

白旗委員長：学校医をお願いしている際に、1 人の先生が複数の学校を兼ねているということはあるのですか。

事務局岡本次長：眼科と耳鼻科の先生がいない地域もあり、その場合には古川の先生が行ったり、合併の地域外の先生に来ていただいたり、眼科と耳鼻科の先生については多いようです。また、場合によっては内科の先生も複数の学校をみるという場合もあるようです。

白旗委員長：県立高校の先生の方がある程度高いということですが、どのくらいの差があるのですか。また、公立病院の先生方も含めて今後検討してほしいということですが、今後、なかなか校医になってくれる先生方が少なくなるということですが、任期についてはどのように設定しているのですか。毎年協議して決定しているのか、何もなければ継続していくかたちなのか、報酬額についても20年上がっていないということであり、どうかたちで協議していくのか、分かる範囲で教えてください。

事務局岡本次長：県の学校医の報酬額は、216,000円です。県の基準の定め方ですが、地方交付税の算定の基礎としての額となっています。地方交付税の算定額の上下によって連動して調整しています。生徒1人当たりというのは無く、216,000円となっています。任期については、毎年教育長からお願いをしています。ただし、児童生徒の検診を長年手がけてきた経緯からは、できるだけ同じ先生をお願いしている場合が多いようです。特に辞めたいということがない限りは、継続してお願いしているようですが、地域によっては、先生の高齢化によって後継者の先生がおらず、なかなか難しいということもあるようです。調整がつかない場合には公立病院の先生もお願いしたいという意見も出されたところです。

白旗委員長：他に意見がなければ、事務局からの提案額を小委員会の決定額としてよろしいですか。
委員：異議なし。

白旗委員長：特別職の報酬額については、大崎市の額の欄に記載している報酬額に決定いたします。

特別職の手当、旅費及び費用弁償について

消防団、交通指導隊及び防犯実働隊の出動手当について

事務局伊藤班長が、内容について説明。期末手当の支給割合については、市長3.35月、議員3.00月と提案するものです。市長の3.35月は国の指定職に準じた月数で、県の指導等もあるものです。なお、7つの類似団体のうち4.40月が2団体、3.30月が4団体、3.00月が1団体、近隣市の石巻市は3.30月、登米市が4.40月、栗原市が3.30月となっています。議員の3.00月については、市長等の常勤が3.35月、議員は非常勤であること、職員の支給月数が3.00月であることから、職員の支給月数としたものです。なお、7つの類似団体のうち4.40月が2団体、3.30月が5団体、近隣市の石巻市、登米市、栗原市が3.30月となっています。

役職加算については、市長、議員とも「なし」として提案いたします。なお、近隣市の石巻市と登米市は市長・議員とも15%、栗原市は市長が15%、議員が「なし」となっています。

市長等の通勤手当及び寒冷地手当については、一般職の職員の例として提案いたします。

市長等の退職手当については、大崎市が加入する宮城県市町村職員退職手当組合の条例により支給することを提案するものです。

病院事業管理者のその他の手当については、現行の古川市立病院の事業管理者の例を適用することを提案するものです。

日当、宿泊料及び費用弁償については、三役等と区別をしない古川市等の「一般職の職員の例による」を例として適用することで提案するものです。

旅費については、1市6町とも「一般職の職員の例による」としていることから、大崎市においても「一般職の職員の例による」として提案するものです。

消防団の出動手当については、危険性、従事時間等を基準に支給区分を三区分とし「火災等災害、演習、警戒、各種訓練」については1回あたり4,000円、査察については1回あたり半額の2,000円、「出初め式、会議・研修」については報酬の範疇ということから支給しないことで提案するものです。手当の格差が大きいことで調整が難しいこと、古川市の例とした場合、一番高い額の4,400円ですべての区分に支給しており経費の著しい増につながることを踏まえて検討したもので、一番高いところの激減緩和措置が必要なこと、また、消防団の報酬額で一番減額となる町への出動手当による調整等の配慮、会議・研修会に対しては支給しないこととすること等を加味したものとされています。

交通指導隊の出動手当については、実際に出動した場合と会議・研修の二つに区分し、「出動した場合」は1回あたり3,000円、「会議・研修」については報酬の範疇ということから支給しないことで提案するものです。手当の格差大きいこと、高いところの激減緩和、報酬が減額となったところへの調整措置が必要なこと、会議・研修については支給しないこととすること等を加味し、1回あたり3,000円とするものです。

防犯実働隊の出動手当については、実際に出動した場合と会議・研修の二つに区分し、「出動した場合」は1回あたり3,000円、「会議・研修」については報酬の範疇ということから支給しないことで提案するものであり、交通指導隊と同様な職務であることから同額とした旨の説明。

原案のとおり確認。

【意見等の概要】

松本委員：寒冷地手当については、一般には馴染みのない手当でありまして、このまま残すことに非常に疑問であります。

特別職の報酬等担当者会議菅原会長：寒冷地手当については、国家公務員が制度として持っているものです。これにもとづいて、地方公務員も国家公務員と同様の種類の手当をもっているものです。寒冷地に勤務している職員に対して、11月から3月まで定額制で支給されているものです。平成16年度に改正があり、寒冷地手当の支給地域の縮小が図られました。1市6町でも支給される地域と支給されない地域があり、同じ大崎市の中でもこのような状況が、国の制度が変わるまで続くこととなります。一般職と同様の手当を特別職にも規定しているものです。

松本委員：寒冷地手当が一括で支給されているのか、分割であるのか教えてください。

特別職の報酬等担当者会議菅原会長：扶養人数や世帯主かで、基準額が区分されている。給料額には連動せず、月額で定額で支給され、それぞれの区分の支給額が5ヶ月間支給されるものです。

白旗委員長：他に意見がなければ、事務局案のとおりとすることとしてよろしいですか。

委員：異議なし。

白旗委員長：小委員会として、事務局提案のとおり決定することといたします。

特別職の報酬等検討小委員会報告書について

事務局伊藤班長が、内容について説明。協議会から附託された事項については、全て審議が終了したことから、第42回協議会において委員長から報告をしていただき、その後、会長から協議会へ提案されることとなり、協議会での協議の結果承認されると大崎市の特別職の報酬等の額となる旨の説明。

原案のとおり確認。

(3) その他
なし

4 閉会の挨拶・・・高橋副委員長

5 閉会・・・総務班 高橋

2 特別職の各種手当

| 特別職の手当 | | | 内 容 |
|-----------------------------|-----------------|----------------------------|---------------------|
| 期末手当 | 支給割合 | 常 勤 | 3 . 3 5月 |
| | | 議会議員 | 3 . 0 0月 |
| 常 勤 の 特 別 職 の 退 職 手 当 | | | 宮城県市町村職員退職手当組合条例による |
| 常 勤 の 特 別 職 の 通 勤 手 当 | | | 一般職の職員の例による |
| 常 勤 の 特 別 職 の 寒 冷 地 手 当 | | | 一般職の職員の例による |
| 特 別 職 の 旅 費 | | | 一般職の職員の例による |
| 特別職の費用弁償 | 消 防 団 | 火災等災害・ 演習・警戒・ 各種訓練出勤 | 1回4,000円 |
| | | 査 察 出 勤 | 1回2,000円 |
| | 交通指導隊 | 出 勤 | 1回3,000円 |
| | 防犯実働隊 | 出 勤 | 1回3,000円 |
| | 上 記 以 外 の 特 別 職 | | 一般職の職員の例による |
| 病 院 事 業 管 理 者 の 調 整 手 当 | | | 給料月額の25% |
| 病 院 事 業 管 理 者 の そ の 他 の 手 当 | | | 一般職の職員の例による |